第1704号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年12月13日 水曜日

発行所 株式会社FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

嘆願書ってなあに？

Q：計算違いなどから余分に税金を納め過ぎている場合、更正の請求の期限が過ぎてしまえば、税金を取り戻す方法はないのでしょうか。

A：嘆願書を提出すれば、それ相当の理由があれば還付してくれます。

【解説】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気づいたときは、更正の請求をして正しい税額への訂正を求めることができます。更正の請求書が提出されると、その内容を検討しその請求内容が正当と認められたときは、納め過ぎの税金が還付されます。

ただ、更正の請求ができる期間は、法定申告期限から1年以内と厳しい期限が設けられていますが、期限を経過したとしても、税務署長の行う更正、決定等の期限内で処理できる事柄も多くあると思われますから、税務署長に対し、充分納得のいく理由を附した嘆願書を提出することが大切です。

嘆願書という文言は、税法の規定にはありませんので、その取扱いについては税務署長の裁量に委ねざるを得ませんが、税務署長は、更正の請求の有無にかかわらず、申告が誤りであると認識すれば、その誤りが過大であろうと過少であろうと、真実の税額に是正することになっています。

ただし、税務署長は法定申告期限から5年以内に、納付すべき税額を減少させる更正をすることができる、と規定されていますので、5年を超えて減額の更正はできません。